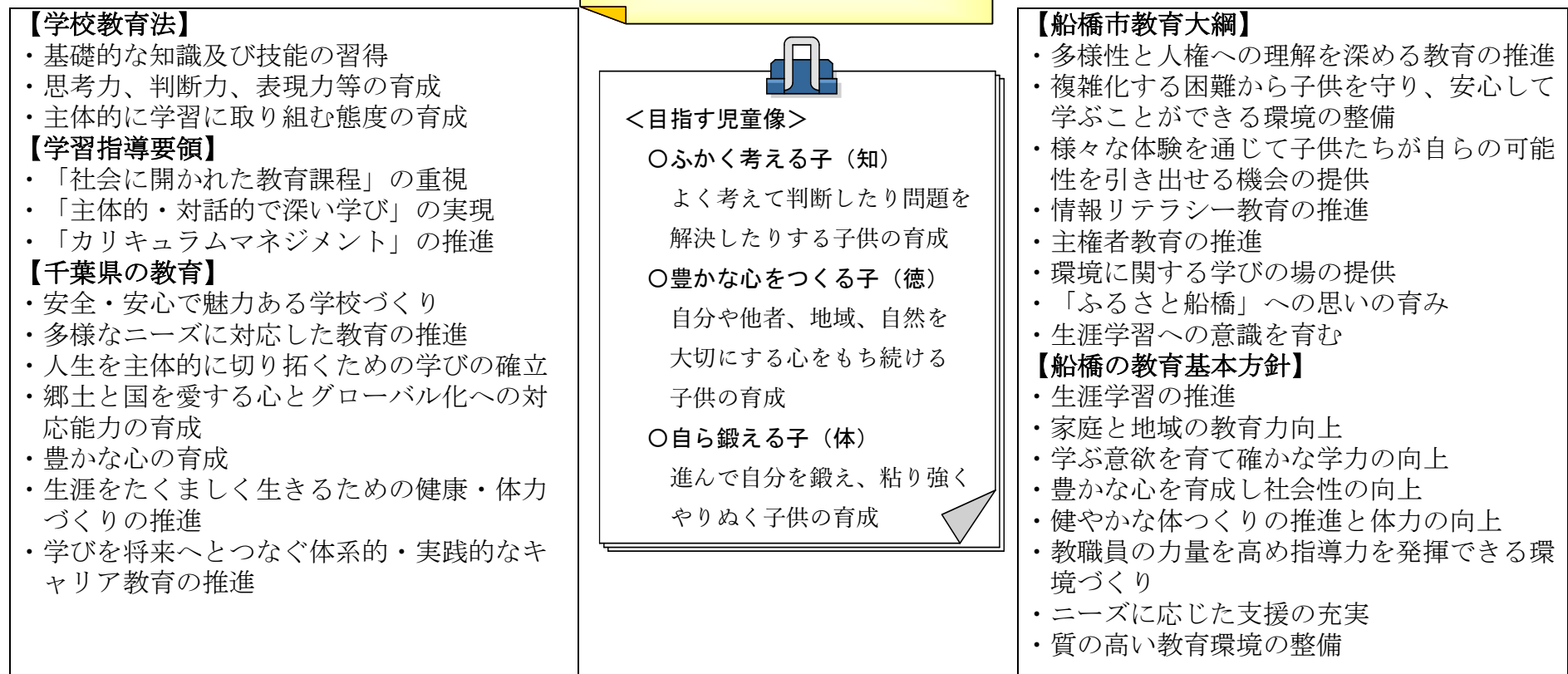




1 基本方針

日本国憲法、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、学校教育目標に示された教育理念に則り、本県・本市の教育大綱や教育振興基本計画に基づいた教育施策を踏まえ、地域社会・学校の実態を勘案し、教育計画及び教育諸条件の整備・充実を図り、全教職員の創意と知恵を生かしながら、学校教育目標の具現化を図る。

2 教育目標



3 重点目標

児童一人一人の「希望の登校 満足の下校」を実現する、温かな学級経営を基盤とした学習環境づくり

○心の教育の充実

全教育活動を通じて、児童が、自分や友達のよさ・夢をもつことのすばらしさ・努力することの大切さに気付いたり、自然や文化・芸術を愛好する心情を育んだりすることができるようにする。

○主体的な学びの実現

児童が、学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって学習に取り組み、「やらされる」から「自らの意志で取り組む」学習へと高めていけるようにする。併せて友達と協働して取り組むことのよさを実感しながら、「主体的・対話的で深い学び」が実現できるようにする。

○地域の教育力の活用

地域で生き生きと活動している大人の姿は、児童に好ましい影響を与える。保護者を含めた地域の方々との連携を様々な場面で図り、地域の一員であることの自覚を育みながら、学習を実生活や実社会につなげる。

【心の教育の充実】

○道徳教育の充実

- ・質の高い「特別の教科 道徳」の授業の実践
- ・全教育活動を通じた道徳教育の実践

○生命を尊重する態度、感謝や思いやりの心の育成

- ・人権教育、福祉教育の充実
- ・主権者教育の充実
- ・キャリア教育の推進
- ・環境教育の推進
- ・読書活動の推進
- ・異学年交流の推進
- ・交流及び共同学習の推進

○温かみのある集団づくり

- ・相互のよさ、多様性への理解
- ・協力する活動の意図的な設定
- ・教育相談活動の充実
- ・いじめ防止対策（観衆）や（傍観者）への指導
- ・スクールカウンセラーの活用

【主体的な学びの実現】

○学習意欲の向上

- ・学習習慣、学習規律の確立
- ・基礎・基本の確実な定着
- ・学習指導と評価の一体化の実現
- ・全学年学力テストの実施

○健康、体力づくりへの意識の涵養

- ・心身の健康への意識の向上
- ・日常的な体力づくりの推進

○カリキュラムマネジメントの推進

- ・教科等横断的な学習の推進
- ・協働的な学びにつながる実践

○分かりやすい授業の実践

- ・生徒指導の機能を生かした授業
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・学習用端末や電子黒板の効果的な活用

○きめ細かな指導

- ・個に応じた支援体制の整備
- ・専科の効果的活用

○GIGAスクール構想の発展

- ・学習支援ソフトの活用
- ・ネットワーク環境の整備

【地域の教育力の活用】

○開かれた学校づくりの実践

- ・各種だよりの配付
- ・学校ホームページの充実
- ・授業参観、うたごえ集会、運動会等の計画的な学校公開

○家庭、地域との連携

- ・学校運営協議会との緊密な連携
- ・地域の素材人材を生かした学習
- ・懇談会、個人面談、教育相談日の計画的な運営
- ・PTA活動（環境整備、立木の会）
- ・図書ボランティア（ならいちのたね）

○安全・安心な学校づくりの推進

- ・スクールガード、保護者、地域の方の見守り
- ・引き渡し訓練
- ・交通安全教室
- ・災害時の避難訓練
- ・教職員の不祥事根絶に向けた取組の徹底

☆目指す教師像☆

- ・児童一人一人の意欲や可能性を引き出して伸ばす専門性を身に付けた教師
- ・豊かな人間性をもち、児童一人一人の心に寄り添う教師
- ・自らの心身の健康に留意しながら、職場における自己の役割を理解して全力を尽くす教師
- ・絶えず研修に努め、アップデートを図り、児童や保護者から信頼される教師

